

仕 様 書

1 業務名

「せとうちエリア」における高付加価値なインバウンド観光地づくりに係る地域の合意形成のための事務局運営事業

2 履行時期

契約締結の日～ 2027年1月29日（金）

3 業務の目的

一般社団法人せとうち観光推進機構（以下「機構」という）は、「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業（以下、「モデル事業」という。）」においてモデル観光地に選定され、モデル事業の取組方針として2023年度に策定、2024年度及び2025年度に改訂した「せとうちエリアにおけるマスタープラン（以下「MP」という。）」に基づき、地域全体の目指すべき姿として、観光産業の高付加価値化を通じて、観光による受益が広く地域社会及び経済に行きわたり、経済・環境・社会の好循環が生み出されている状態となることを掲げ、事業を推進している。

本業務は、MPが目指す経済好循環創出のため、訪日旅行における消費単価が高い傾向にある高付加価値旅行者に、せとうちエリアを一体的に選んでもらえる高付加価値なインバウンド観光地づくりを目指し、モデル事業に参画している7県48市町及び関係事業者等参加団体を含む68団体※をはじめとする多様な関係者との合意形成を図ることを目的としている。

※68団体については、「別紙」参照。

<関連サイト>

モデル事業：

https://www.mlit.go.jp/kankocho/seisaku_seido/kihonkeikaku/inbound_kaifuku/kofukakachi/model.html

MP：

4 業務の内容

上記の目的を踏まえ、次の業務を遂行すること。

(1) 地域の合意形成のための事務局機能

ア 参加団体ネットワーク構築

7県48市町及び関係事業者等参加団体を含む68団体との連絡体制を構築し、円滑な事業運営のためのネットワークを構築し、参加団体向け報告会等を開催・運営

する。

(ア) 連絡網の作成

別紙の 62 団体との連絡網（自治体・団体名、部署名、役職名、氏名、電話番号及びメールアドレスを網羅したもの）を作成すること。

※連絡網の作成は、契約締結後、2026 年 5 月中に速やかに実施すること。

(イ) 参加団体意見交換会

a 別紙の 62 団体を 6 ブロックに分割のうえ、2 回ずつ計 12 回実施すること。ブロック分けの方針、意見交換会のテーマ設定等は機構と協議の上、決定する。

b 実施期は 2026 年 5 月～6 月に 6 ブロックごと 1 回ずつ、8 月～9 月に 6 ブロックごと 1 回ずつの実施を想定。

c 実施方法は現地開催もしくはオンライン開催とする（ハイブリッドでの開催は実施しないものとする）。

なお、オンライン開催の場合は各会の会議 URL は受託者が発行すること。また現地開催の場合、会場使用料は事業費の中に含めること。

e 意見交換会には機構及び株式会社瀬戸内ブランドコーポレーション（以下、「SBC」という。）からも職員が 1 名以上参加する予定であり、参加者の調整については事前に機構と綿密な連携を行うこと。なお、現地開催の場合、機構職員及び SBC 職員の旅費は事業費には含めないものとする。

(ウ) 参加団体向け報告会

別紙の 62 団体を対象に、オンラインによる報告会の開催・運営を行うこと。報告内容は、2026 年度モデル事業の総括とし、事前に機構と協議を行うこと。なお、報告会は 2027 年 1 月を想定。

(エ) 観光庁定例ミーティング

観光庁等に対し、モデル事業の各施策におけるプロジェクト進捗報告を実施するにあたり、機構及び SBC とともにミーティングに参加し、議事録を作成すること。ミーティングは、2026 年 5 月から 2027 年 1 月までの期間において、毎月 1 回 最終木曜日実施予定。

(オ) せとうち DMO 定例内部ミーティング

モデル事業について、各施策の進捗状況等の共有を図るため、機構と機構の事務所内にて対面でのミーティングを行うこと。開催頻度は、2026 年 5 月から 2027

年1月までの期間において、原則毎月1回実施を想定。

イ プロジェクト窓口

上記ア（ア）～（オ）について、参加団体からの取組みに関する問合せ対応、直接訪問・オンライン面談、各プロジェクトの開催案内などを行う。

【実施期間】2026年5月～2027年1月

【想定する取組】

・問合せ対応 ・ヒアリング ・情報提供

ウ 報告書作成

地域のコンセンサスを得るために必要な資料を作成し、各関係者へ情報共有する。

【実施期間】2026年5月～2027年1月

【想定する取組】

・マンスリーレポート（プロジェクト編）2026年5月～2026年12月（計8回）
・年次レポート（プロジェクト編） 2027年1月（計1回）
・観光庁定例ミーティング資料 2026年5月～2027年1月（計9回）
・2026年度マスタープラン（サマリー版、概要版、改訂版） 2026年12月～2027年1月（計1回）

（2）留意事項

業務を遂行する上で、次のことに留意して実行すること。

- ア 業務の実施にあたって、機構に対して、サポートや総合的な助言を行うことが可能な体制を整えること。また、その実施体制については提案書に記載すること。
- イ 機構への連絡及び報告に使用する言語は日本語とする。
- ウ 各業務の準備を含む実施時期等、事業スケジュールを提案書へ具体的に記載すること。
- エ 各業務を運営管理する者（以下「進行管理者」という。）を指定したうえで、事業者内の役割分担等について企画提案書に記載すること。進行管理者は本業務が円滑に運営されるよう相互調整を行いつつ業務の進捗等について把握し、個別事業の進捗や担当者の認識に齟齬等が出ないように努めること。
- オ 事業の実施結果については事業実施報告書により報告し、報告内容については、事前に機構に確認のうえ、取り纏めること。
- カ 業務の実施に際しては、機構との連絡調整を十分に行い、円滑な事業実施に努めることとする。
- キ 必要に応じ、機構が今年度実施する事業と連携をすること。

(3) 報告書

ア 提出物

業務完了報告書を添えて、以下の資料等について提出すること。

- ① 事業実施報告書（カラー）
- ② 報告書や各種会議資料等の成果物を保存した電子媒体（CD・DVD 又は USB）

イ 提出場所

機構の担当者宛に電子メールで提出すること。ただし、業務完了報告書及び事業実施報告書については、紙ベースでも各 1 部ずつ機構宛てに提出すること。

ウ 提出期限

2027 年 1 月 29 日（金）

なお、事業実施報告書については、提出期限の 14 日前には素案を機構に共有し、内容についての意見を求める等の調整を行うこと。

エ 報告書の作成にあたっての留意点

分かりやすく作成するとともに、事前に機構職員の承認を受けること。

(4) その他

ア 原則として、単品（1 品または 1 組の税込み取得価格）が 10 万円未満、かつ使用できる期間が 1 年未満の消耗品のみを経費として認め、用途を明らかにし、契約期間内に使用した数量のみを委託料に含むことができる。受託者が委託料から業務に必要な物品を調達した場合、契約期間の満了に伴い残存物品の所有権は機構に帰属するものとする。また、その処理については、機構の指示に従うこと。

イ 本業務の成果（成果物の報告書のみならず一部のデータ等も含む。）は、期間の制限なく無償でホームページ、印刷物等のあらゆる媒体、手段・方法により、公表（公開、配付等）することを想定し、二次利用可能な権利関係に関する著作権の許諾等の手続きを行うこと。また、本業務における成果品に関する一切の権利及び成果品の所有権、著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定められた権利を含む。）は、機構に帰属するものとする。

ウ 業務の実施に伴い知り得た情報は適切に管理すること。

エ 業務の実施に伴い知り得た機構及び関係機関の機密情報を第三者へ漏らさないこと。

オ 機構は、業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、受託者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

カ 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに機構に報告、協議を行い、その指示を受けること。

キ 本委託業務は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし事前に文書によ

り機構と協議し承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。印刷業務等については、その性格上、専門の業者等に委託することを認めるものとする。ただし、委託内容については、文書により機構に事前に報告し承認を得るものとする。

- ク 受託者が本仕様書に違反して回復の見込みがないとき、又は業務を完了する見込みがないときは、機構は契約を解除して損害賠償を請求する場合がある。
- ケ 契約代金の支払いに関しては、機構と協議の上、決定するものとし、計画にあった項目が実施できなかった場合は、提出のあった見積書等から、その費用を差し引いた額で精算するものとする。
- コ 安全の確保に配慮した体制を整えて業務を遂行すること。自然災害や感染症等の発生状況により、当初計画での業務遂行が困難になったときは、速やかに機構へ相談し、指示に従うこと。
- サ 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、機構と別途協議の上、処理すること。
- シ 機構は、必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を機構HP等に公開する。公開に関して、受託者はこれを了承するものとする。
- ス この事業は、観光庁の「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」に基づく事業であるため、その「モデル観光地への支援内容について」の事業実施の手引きを事業受託後に確認し、その内容に沿って実施すること。

5 概算予算額

14,670,000円（消費税及び地方消費税を含む）

6 契約代金の支払い

契約代金の支払いに関しては、業務終了後の完了払いとする。

7 作成物に関する権利の帰属

業務を遂行する上において、著作権の取扱いに十分注意すること。

- (1) 本業務の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、全て機構に帰属する。
- (2) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張せず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (3) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ機構に通知するとともに、第三者

との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。

(4) 上記(1)(2)(3)の規定は、第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。

(5) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

8 その他

(1) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、機構と別途協議の上、処理すること。

(2) 事業の実施に当たっては、各国の法律・慣習などを確認の上、遂行すること。

(3) 機構は、必要に応じて本契約に係る情報(受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等)を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。